

病児保育施設等利用助成制度

女性研究者及び女性医員に対する、保育支援の一環として、病児保育・病後児保育施設を利用する場合の利用料に対する費用の助成を行うものです。

詳細は下記の連絡先までお問い合わせください。



利用対象者

本学の女性研究者(職務として研究を含む方)及び女性医員、又は本学の男性研究者でも配偶者が大学等において研究に従事している方。ただし、産前産後休暇中、育児休業中の方を除く。

対象となる子

小学校3年生まで。
(3人目以降で3歳までの子は除く)
※3人目以降で3歳までの子については、福井県が「ふくい3人っ子応援プロジェクト」にて助成しています。

支援内容

病気治療中及び病気回復期にある子を保育施設に預ける場合、利用した病児保育施設等の料金の半額を助成。ただし、1日1,000円を上限。

問合せ・申込先

男女共同参画推進センター(内線:文京2206)

研究支援者配置制度

ライフイベント期間中にある女性研究者が、出産や育児、介護等と研究活動を両立できるよう支援することを目的に、研究支援者の雇用等に係る経費の助成を行うものです。

詳細は下記の連絡先までお問い合わせください。



利用対象者

本学の女性研究者(職務として研究を含む方)、又は本学の男性研究者でも配偶者が大学等において研究に従事している方で次のいずれかに該当する方。ただし、産前産後休暇中、育児休業中又は介護休業中の方を除く。

- ① 妊娠中又は小学校3年生までの子を養育している方
- ② 2親等以内の親族を介護している方

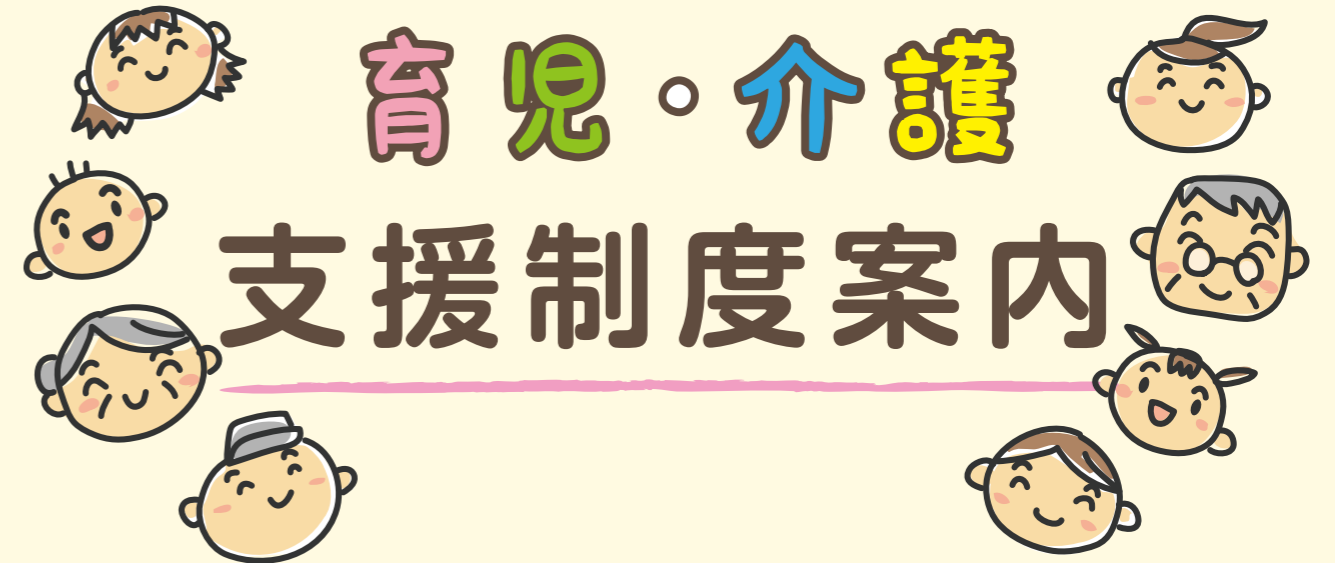
支援内容等

研究支援者は、研究支援員、技術補佐員、RA(リサーチ・アシスタント)及び研究補助員で構成。

- 研究支援員・技術補佐員(実験や解析等の研究支援、実験補助や実験動物飼育補助など)。
- RA・研究補助員(実験補助やデータ入力等の補助作業)。(単なる会計事務など、明らかに研究補助とはみなされない業務には従事不可。)

問合せ・申込先

男女共同参画推進センター(内線:文京2206)





育児支援制度について

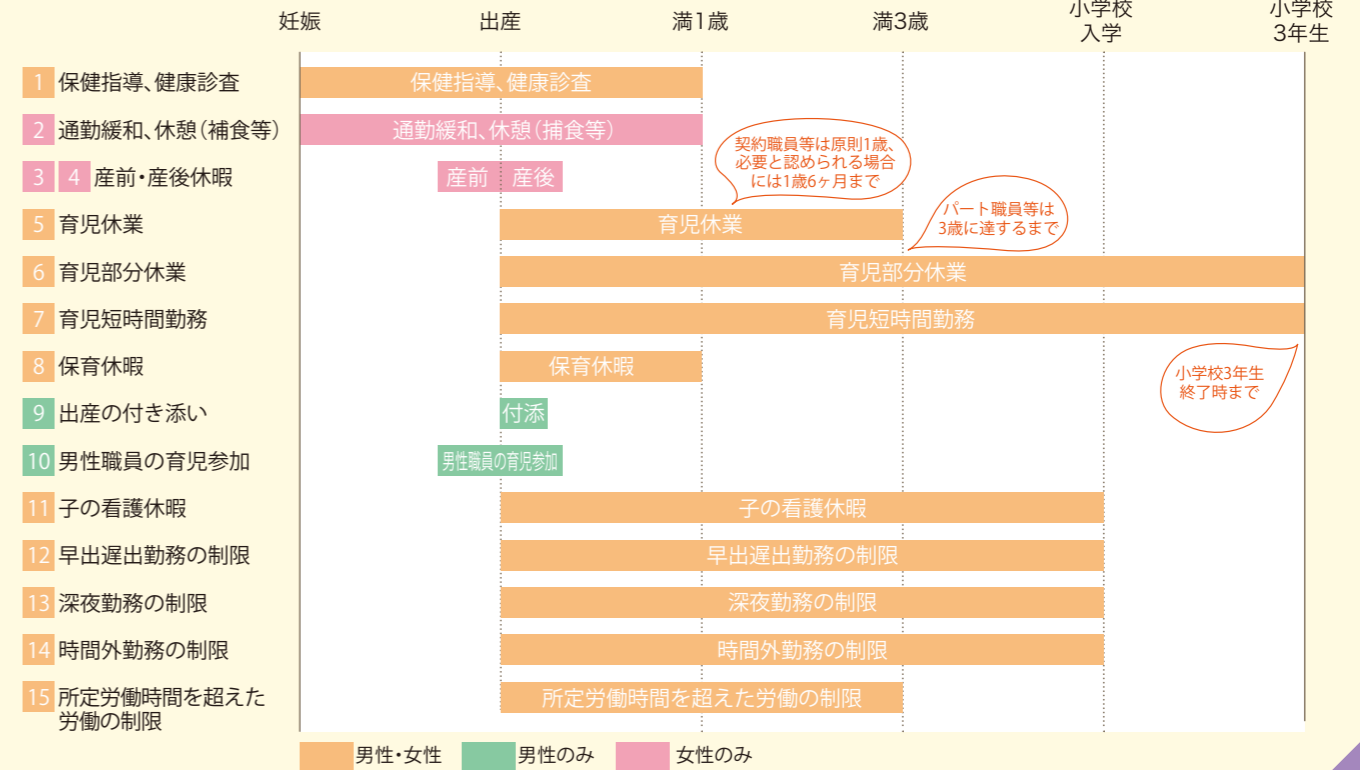
番号	種類	内容	期間	男性の取得	取得状況			
					常勤職員	契約職員	パート職員	特別雇用職員
					○:有給、△:無給			
1	保健指導、健康診査	妊産婦(妊娠中又は出産後1年以内の者)若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者である職員が勤務時間内に保健指導又は健康診査を受けるとき	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回	可	○	○	○	○
2	通勤緩和、休憩(補食等)	妊産婦である職員が、通勤緩和、休憩(補食等)のため勤務しないとき	妊娠中又は出産後1年以内	-	○	○	○	○
3	産前休暇	6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出たとき	出産の日までの申し出た期間	-	○	△	△	△
4	産後休暇	女性職員が出産したとき	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間経過し、女性職員が申し出た場合で医師が支障がないと認めた期間を除く)	-	○	△	△	△
5	育児休業	3歳(契約職員及びパート職員等については、原則1歳。必要と認められる場合には1歳6ヶ月)に満たない子を養育するとき(契約職員及びパート職員等は、引続き雇用された期間が1年以上あり、子が1歳に達する日を超えて引続き雇用されることが見込まれること)	子が3歳(契約職員及びパート職員等については、原則1歳。必要と認められる場合には1歳6ヶ月)に達する日までの期間	可	△	△	△	△
6	育児部分休業	小学校第3学年の終期を経過するまでの子(パート職員及び特別雇用職員は、3歳に満たない子)を養育するとき(1日の所定労働時間が6時間を超えるパート職員及び特別雇用職員に限る)	●子が小学校第3学年の終期を経過するまでの期間(パート職員及び特別雇用職員は、3歳に達するまで) ●定められた勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、30分単位で取得	可	○	○	○	○
7	育児短時間勤務	同居する小学校第3学年の終期を経過するまでの子を養育するとき	●子が小学校第3学年の終期を経過するまでの期間 ●定められた勤務形態のうち、いずれかを選択して勤務	可	○	○	-	-
8	保育休暇	1歳に達するまでの子を育てる職員が、その保育のために必要と認められる授乳等を行うとき	1日2回それぞれ30分以内	可	○	△	△	△
9	出産の付き添い	妻の出産に付き添うとき	2日の範囲内	可	○	○	○	○
10	男性職員の育児参加	職員の妻が出産する場合に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき	●出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間 ●5日の範囲内	可	○	○	○	○
11	子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を看護(予防接種、健康診断を受けさせる場合も含む)するとき	1年において小学校就学前の子が1人の場合5日、小学校就学前の子が2人以上の場合には10日の範囲内	可	○	○	○	○
12	早出遅出勤務の制限	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために早出遅出勤務をするとき	子が小学校就学の始期に達するまでの期間	可	○	○	○	○
13	深夜勤務の制限	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために深夜勤務できないとき(配偶者が、深夜に子を養育することができる者を除く)	子が小学校就学の始期に達するまでの期間	可	○	○	○	○
14	時間外勤務の制限	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために時間外勤務できないとき	●子が小学校就学の始期に達するまでの期間 ●1月について24時間、1年について150時間まで	可	○	○	○	○
15	所定労働時間を超えた労働の制限	3歳未満の子を養育するために、所定労働時間を超えて労働できないとき	子が3歳に達するまでの期間	可	○	○	○	○

問合せ

総務部人事労務課(内線:文京2023・2025 松岡2006・2010)



育児支援の一覧



介護支援制度について

番号	種類	内容	期間	取得状況				
				常勤職員	契約職員	パート職員	特別雇用職員	
					○:有給、△:無給			
1	介護休暇	負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護を必要とする対象家族を介護するとき	1年において要介護状態の対象家族が1人の場合5日、要介護状態の対象家族が2人以上の場合10日の範囲内	○	○	○	○	
2	介護休業	負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護を必要とする対象家族を介護するとき	対象家族1人につき、通算186日の範囲内。ただし、当該対象家族について既に介護休業を取得している場合は、その介護部分休業の日数も通算して186日(契約職員及びパート職員等については、93日)の範囲内	△	△	△	△	
3	介護部分休業	負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護を必要とする対象家族を介護するとき	●対象家族1人につき、通算186日の範囲内。ただし、当該対象家族について既に介護休業を取得している場合は、その介護休業の日数も通算して186日(契約職員については、93日)の範囲内 ●定められた正規の勤務時間の始業時刻から連続し、又は終業時刻まで連続した4時間の範囲内で、1時間単位で取得	△	△	-	-	
4	早出遅出、深夜勤務、時間外勤務の制限	要介護者のある職員が当該要介護者を介護するため、早出遅出並びに深夜勤務及び時間外勤務ができないとき	要介護者のある職員が当該要介護者を介護する期間	○	○	○	○	

【介護休業等の対象家族】

- 配偶者、父、子、配偶者の父母
- 祖父母、兄弟姉妹、孫、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子(職員と同居している場合に限る)

問合せ

総務部人事労務課(内線:文京2023・2025 松岡2006・2010)